

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 さくらの里
重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護・要支援状態にある方に対し、適正な小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護を提供することにより要介護・要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、新庄村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業所の内容

(1) 提供出来るサービスの地域

事業所名 小規模多機能型居宅介護事業所さくらの里
指定番号 3393400118
所在地 岡山県真庭郡新庄村1998番地1
管理者の氏名 酒井 智子
電話番号 0867-56-2008
FAX番号 0867-56-3385
サービスを提供する地域 新庄村内

(2) 事業所の従業者体制

職種	職務の内容	員数
管理者	職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。	1名 (兼務)
看護職員	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	1名以上
介護職員 (通い)	利用者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、その心身の状況に応じて適切な介護を行う。	利用者3名に対し1名以上配置し、加えて訪問1名
介護職員 (宿泊)	夜勤者1名以上に加え 宿直者1名(自宅待機)	
介護支援 専門員	小規模多機能型居宅介護サービス計画の作成等	1名以上 (兼務)

(3) 営業日及び営業時間

営業日	365日
営業時間	24時間
通いサービス	9時～16時
宿泊サービス	16時～翌9時
訪問サービス	24時間

(4) 定員

登録定員	25名
通いサービスの利用定員	15名
宿泊サービスの利用定員	5名

(5) 設備の概要

○宿泊室 5室

利用者の居室は、原則個室（定員1名）とし、宿泊に必要な寝具・備品を備えます。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、定員2名とすることができます。

○食堂

利用者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類は備えています。（尚、居間、食堂は、同一の場所としています。）

○浴室

浴室には利用者が使用しやすい浴槽を設けます。

○その他の設備

設備としてその他に、厨房等の設備を設けます。

3. サービスの内容

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせた介護を行います。

小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付します。

- ・通いサービス…事業所において、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
- ・訪問サービス…利用者宅を訪問し、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

- ・ 宿泊サービス…一時的に施設へ宿泊し、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

介護報酬告示額

別紙料金表による

その他費用

(1) 食事等の提供に要する費用	朝 食	300円
	昼 食	400円
	夕 食	500円
	おやつ代	100円
(2) 宿泊費	一 泊	1,500円
(3) おむつ代		実 費
(4) 日常生活費		実 費

5. 短期利用居宅介護

(1) 事業所は、次の場合に限り、事業所に登録のない者に対し、短期利用居宅介護を提供します。

①事業所の登録者の数が、登録定員未満であること。

②利用者の状態や利用者の家族等の事情により、利用者を担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員（以下「居宅介護支援専門員」という。）が、緊急に利用することが必要と認めること。

③事業所の介護支援専門員が、短期利用居宅介護を提供しても、登録者に対する小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めること。

(2) 短期利用居宅介護の開始に当たっては、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとします。

(3) 短期利用居宅介護の利用に当たっては、居宅介護支援専門員が作成する居宅介護サービス計画の内容に沿い、本事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供します。

6. サービス利用に当たっての留意事項

①利用者またはその家族は、体調の変化があった際には事業所の従事者にご一報下さい。

- ②事業所内での金銭及び食物のやりとりは、ご遠慮下さい。
- ③従事者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

7. 非常災害対策

事業所は、非常災害その他の緊急事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、年2回利用者及び従事者の訓練を行います。

8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合、ご家族、市町村、関係医療機関への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 守秘義務に関する対策

事業者及び従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を守ります。
また、退職後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従事者との雇用契約の内容としてしています。

11. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のための業務マニュアルを作成し、従事者教育を行います。

12. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。
事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を運営推進会議に報告します。

13. 苦情相談窓口

事業所は、提供した小規模多機能型居宅介護サービスに対する利用者又はそのご家族

からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置の他必要な措置を講じます。

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

苦情受付窓口 [職名] 管理者 酒井智子
受付時間 8時30分から17時15分
電話番号 TEL 0867-56-2008

※公的機関においても、苦情の申し出ができます。

新庄村役場 住民福祉課介護保険係

所在地 岡山県真庭郡新庄村2008番地1
受付時間 8時30分から17時15分（年末年始土日・祝祭日を除く）
電話番号 0867-56-2646

岡山県国民健康保険団体連合会介護保険課

所在地 岡山県岡山市北区桑田町17番5号
受付時間 8時30分から17時15分（年末年始土日・祝日を除く）
電話番号 086-223-8811

1.4. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名称 新庄村国民健康保険診療所
 - ・住所 岡山県真庭郡新庄村1998番地の1
- ・協力歯科医療機関
 - ・名称 新庄村国民健康保険歯科診療所
 - ・住所 岡山県真庭郡新庄村1998番地の1

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

1.5. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご利用者に生じた損害について、施設は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者の心身の状況等を斟酌して減額が相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

16. 運営推進会議

事業の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言などを聞く機会を設ける。

事業者は前項の報告、評価、要望、助言などについての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとします。

17. 衛生管理

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとします。

18. 業務継続計画の策定

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

19. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね1年に1回以上開催します。その結果を、従業員に周知徹底します。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

20. 虐待の防止

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - ①虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが

できるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

②虐待防止のための指針を整備します。

③虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

令和 年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基ついて重要な事項を説明し、交付しました。

事業所

所在地 岡山県真庭郡新庄村1998番地の1

事業所名 小規模多機能型居宅介護事業所さくらの里
(指定番号3393400118)

管理者名 印

説明者 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業所から指定小規模多機能型居宅介護サービスについて重要事項説明を受け、同意しました。

利用者

住 所 岡山県真庭郡新庄村

氏 名 印

利用者代理人(選任した場合)

住 所

氏 名 印 (続柄)